

LEGAL QUEST 『民法Ⅲ 債権総論』 第3刷訂正

2024年1月

(17908-0)

本書第3刷とするに際して修正を致しました。修正前と修正後の内容は以下の通りです。

●57頁3行目

「につき法定代位、」

→「につき 〔いわゆる〕 法定代位」

●同頁6行目

「これを法定代位が」

→「これを（いわゆる）法定代位が」

●145頁(b)の本文下から4～3行目

「設定されていたときは、179条1項ただし書の準用によって、賃借権は消滅しない（最判昭和46・10・14民集25巻7号933頁）。」

→「設定されていたときは、混同の例外にあたって、賃借権は消滅しない（最判昭和46・10・14民集25巻7号933頁—179条1項ただし書の類推適用）」

●269頁下から7～6行目

「抵当権等の優先弁済権の対象となっている財産は除かれる」

→「抵当権等の目的財産の価額から被担保債権額が控除される」

●291頁(i)概要の8行目

「無資力となり」の後に「(無資力が悪化し)」と加える

●292頁1～2行目

「定義からして、支払不能と支払停止とは無資力の一概念として捉えられることになる。」

→「財産はあるが換価困難なとき等「無資力」でなくとも「支払不能」「支払停止」となる場合も、その逆もありうる。」

●同頁4行目

「用いてその要件と」

→「用いて、「無資力」とは異なる追加的な要件と」

●298 頁 7 行目

「支払不能」とは破産」

→ 「支払不能」は無資力に追加される要件であり、破産」

●301 頁 3 行目

「対象となるとする。」の後に「前記(ii)と異なり「不相当に過大」は要件ではない。」を加える。

●310 頁(1)債務者と受益者の本文 8～13 行目

「しかし、受益者への返還債務は、詐害行為取消権者自身の債務ではないにもかかわらず、自身の受益者に対する返還請求権に対応して債務者にかような同時履行の抗弁権を付与することは、詐害行為取消の実効性を削ぐことになる。それゆえ、債務者の返還債務が先履行の関係にあり、この履行によって受益者の返還債務が生じると解するべきであろう。」

→ 「しかし、債務者の受益者に対する返還債務は、詐害行為取消権者自身の債務ではないにもかかわらず、自身の受益者に対する返還請求権に対応して受益者にかような同時履行の抗弁権を付与することは、詐害行為取消の実効性を削ぐことになる。それゆえ、受益者の返還債務が先履行の関係にあり、この履行によって債務者の返還債務が生じると解するべきであろう。」

●326 頁(c)相殺の本文 9～10 行目

「A の負担部分たる」

→ 「A の負担部分に相当する額たる」